

やってみよう あなたの職場の労働条件・権利診断

職場労働条件・権利の診断チェックリスト

- 労働条件を決めたり、変更するとき、組合の意見を聞きますか
- 賃金は通貨で、本人に全額を毎月1回以上、定期的に支払われていますか
- 出来高給の場合、最低保障給は最低賃金額を上回っていますか
- パート、アルバイト、派遣、嘱託などの賃金は、最低賃金額を上回っていますか
- 週40時間労働以内になってはなっていますか
- 変形労働時間制が実施されている場合、労基署に協定を届け出ていますか
- 一日の労働日の内、休憩時間は一時間以上ありますか
- 残業、休日労働の場合、三六条協定を結び、労基署に届け出ていますか
- 残業に25%以上の時間外手当（休日労働の場合は35%以上）がついていますか
- 残業中の休憩時間の賃金は支払われていますか
- 有給休暇は年10日以上になっていますか
- 有給休暇は自由に取れますか
- 安全・衛生についての意見を述べる委員会がありますか
- 労働災害などで、賃金・見舞金の法律以上の上積みがありますか
- VDT（パソコンなど）作業者は、1時間につき10分以上の休憩が取れますか
- 採用、昇進、昇給、定年などは、男女平等になっていますか
- 産前6週間、産後8週間の休暇はきちんととれますか
- 産前、産後休暇中の賃金は、保障されていますか
- 乳幼児の育児時間は一日最低30分以上、2回以上、保障されていますか
- 年休出勤率の算定にあたって、育児休業期間は出勤扱いとなっていますか
- 育児休業中の賃金は保障されていますか
- 介護休暇の制度がありますか
- 就業規則の作成・変更について、組合の意見を聞きますか
- 労基法（関係する通達も含む）と就業規則は見やすい場所に掲示されていますか
- 就業規則の中身は、労基法に違反していませんか
- 企業内最低賃金15万円以上の協定を結んでいますか
- 事前協議・同意約款協定を結んでいますか
- 配転、出向、派遣について、本人の同意を得て行っていますか
- 組合事務所はありますか
- 組合掲示板はありますか
- 団体交渉は、就業時間内に行っていますか
- 団体交渉に、上部団体の役員が参加できますか

組合活動で、休暇を取ったり短時間仕事を離れることができますか
パート・臨時労働者も、雇用保険に加入していますか
パート、アルバイト労働者にも賃上げがありますか

合計 _____ 個

いかがですか？

こうした問題を解決するには、やっぱり労働組合が必要です。

労働組合は法律で保障された権利です。

労働組合をつくったり、組合に加入したことで、これを理由に解雇したり不利益扱いを
すると、不当労働行為として経営者が処罰されます。

チェック項目が多い方、
いますぐ宮城一般に相談してください。

相談は無料です。

あなたの秘密は厳守します。